

障害福祉に係る次期計画の概要

1 策定の趣旨

これまで本県は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画（児童福祉法に基づく障害児福祉計画を含む）を別々の計画として策定してきましたが、今回、計画期間の終了時期が重なったことから、**障害福祉に関する総合的な計画として、一体化した計画を策定**します。

2 基本的な考え方

(1) 名称

あいち障害者福祉プラン（仮称）

(2) 基本理念

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、**多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現**。【SDGsの視点を追記】

(3) 基本的考え方

- ① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします。
- ② 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。（愛知県障害者差別解消推進条例の推進）【新規】
- ③ 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります。（手話言語の普及及び障害の特性に応じた利用の促進に関する条例の推進）【新規】
- ④ 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします。
- ⑤ 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします。
- ⑥ グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、**障害のある人が地域での生活を継続できるようにします**。【追記】
- ⑦ 福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- ⑧ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます。
- ⑨ 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します。

(4) 計画の位置付け

- 障害者基本法第 11 条第 2 項に基づく「都道府県障害者計画（第 4 期）」
- 障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく「都道府県障害福祉計画（第 6 期）」
- 児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく「都道府県障害児福祉計画（第 2 期）」
- また、以下の計画の性格も併せ持ちます。（検討中）
 - ・障害者文化芸術活動推進法第 8 条の第 1 項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
 - ・読書バリアフリー法第 8 条第 1 項に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」

(5) 計画期間

- 障害者計画：2021年度から2026年度までの6年間
（障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的に定める中期計画）
- 障害福祉計画：2021年度から2023年度までの3年間
（国の基本指針に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保について定める3か年計画）

(6) 区域の設定

地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく必要があることから、施策の広域的な実施区域として、2次医療圏及び老人福祉圏域と同一の11の障害保健福祉圏域を区域として設定します。

3 現状

(1) 障害のある人の状況

- 2020年の身体障害者手帳所持者の65歳以上の割合は73.2%と高齢化が進行。
- 療育（愛護）手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向。

(2) 障害者基礎調査結果（2019年度実施、n：1,473）

- 街（駅・商業施設など）のバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化の現状について、「進んだが、さらにバリアフリー（ユニバーサルデザイン）化が必要だと思う」が、35.6%と最多。
- 災害時に不安なことについて、「避難所（避難場所）で必要な支援・医療が受けられるか心配である」が46.0%と最多。
- 「差別を受けたり、嫌な思いをことがある」と回答した人は、36.5%。
- 会社などで働く、働き続けるために必要だと感じる配慮について、「障害のことを理解する会社があること」が48.3%と最多。

4 2040年を展望した愛知県の障害福祉の目指すべき姿

- 2040年の本県の高齢化率は31.9%となり、障害のある人も高齢化に伴い、重度化が進むことが見込まれます。
- 一方、障害のある人の活躍の場が広がるとともに、元気に社会に参加し続けることを望む高齢者の増加や、外国人材の受入拡大による外国人県民の増加が見込まれるなど、社会の多様化が進んでいくものと見込まれます。
- こうした中で、持続可能な社会を実現していくため、お互いの人格や価値観、多様な文化を認め合う寛容さを持ちながら、性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人々が参画し、生涯にわたって活躍できる社会づくりを目指していきます。
- また、**障害のある人、ない人と分けるのではなく、障害を社会づくりに参画する一人一人の特性として捉え、すべての人々が、お互いの特性を理解し、支え合い、誰一人取り残さない社会をつくって**いきます。

5 施策体系と計画の推進

- 国の障害者基本計画に準じ、幅広い分野について、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本的な方向を示します。
- 毎年度、目標の達成状況を把握し、PDCAサイクルにより計画の推進を図ります。

基本理念	3つの視点	9つの施策分野	施策の方向性	目標(※)
地域共生社会の実現	地域で暮らし続ける	1 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームの整備促進(障害福祉計画の目標)と総合的なサポート ○住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給促進と民間賃貸住宅の入居支援 ○「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づくバリアフリーの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●共同生活援助のサービス見込量(2023年度見込量 市町村計画の目標値を集計のうえ記載) ●専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成講習修了見込者数(手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員:40人/年、失語症者向け意思疎通支援者:30人/年) ◎消費者被害防止に取り組む高齢者等の見守りネットワークの人口カバー率(2024年度までに85%以上)
		2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信とICTの活用機会の拡大 ○手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発 ○障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学習する機会の確保 ○意思疎通支援者の養成と通訳業務の向上(障害福祉計画の目標) ○学校等の設置者による手話言語の普及等の取組 	
		3 防災、防犯等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備 ○避難誘導や避難所等における障害の特性に応じた支援 ○浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内のいずれかにあり、市町村の定める地域防災計画に記載のある障害者施設・事業所における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施 ○新型コロナウイルス感染症予防対策、感染患者の支援体制の整備 ○新型コロナウイルス感染患者、介護、支援等に当たる職員等への偏見や差別の防止 ○防犯対策や消費者トラブル防止に向けた取組の推進 	
	安心して暮らし続ける	4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害を理由とする差別の解消の推進 ○障害者差別解消法の見直しを踏まえた愛知県障害者差別解消推進条例の見直しの検討 ○虐待の未然防止や発生時の迅速な対応、再発の防止 ○成年後見制度など権利擁護を目的とした支援の利用促進 ○権利擁護に係る研修の障害当事者参画による開催の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している市町村の割合(2022年度までに100%) ◎障害者差別解消支援地域協議会を組織している市町村の割合(2022年度までに100%) ○市町村における成年後見制度利用促進計画の策定状況(2021年度までに100%) ○市町村における成年後見利用促進のための中核機関の設置状況(2021年度までに100%) ●福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(障害福祉計画の目標)に向けた取組の推進 ●福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に係る目標(詳細は次ページ) ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標(詳細は次ページ) ◎メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合(2022年度までに80%) ◎障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率(2022年度までに100%)
		5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら意思を決定することや表明することが困難な障害のある方への意思決定支援の推進 ○障害福祉サービスや社会参加促進のための事業等の充実 ○医療的ケア児者の地域の支援体制の充実 ○福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(障害福祉計画の目標)に向けた取組の推進 	
		6 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(障害福祉計画の目標)、総合的な自殺対策など精神保健・医療の適切な提供 ○医療費の助成、難病医療ネットワークの充実・強化など総合的な難病対策の推進 ○愛知県医療療育総合センターを拠点とした高度専門的な医療の提供等 ○民間法人による重症心身障害児者施設の整備への支援 ○高次脳機能障害の支援拠点機関を中心とした支援の充実及び障害者基幹相談支援センターの対応力向上 ○医療費の負担軽減 ○福祉サービスと連携した保健サービスの提供 	
	自分らしく暮らし続ける	7 雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の特性に応じた総合的な就労支援と民間企業等における障害者雇用の促進(障害福祉計画の目標) ○就労継続支援事業者の確保や工賃水準の改善など福祉的就労の底上げ(障害福祉計画の目標) ○福祉施設から一般就労に取り組む就労継続支援事業者への支援(障害福祉計画の目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設から一般就労への移行等に係る目標(詳細は次ページ) ◎障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額(毎年度前年度比増) ◎就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額(次期愛知県工賃向上計画策定後に設定) ○第2期愛知県特別支援教育推進計画(愛知・つながりプラン2023)の目標 ○あいちアール・ブリュット展開回数(毎年度3回実施) ○障害者スポーツ参加促進事業の参加者数(2021年度650人)
		8 教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的環境整備など教育諸条件の整備 ○インクルーシブ教育システムの推進 ○教育、医療、福祉、労働等、関係機関のネットワーク作り ○大学等高等教育機関との連携による情報発信 ○学校と労働・福祉等の関係機関の連携による就労支援 	
		9 文化芸術活動・スポーツ等の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術活動の促進・あいちアール・ブリュットの取組の推進 ○愛知県図書館と点字図書館等の連携による視覚障害者等の読書環境の整備 ○スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進 	

(※) 目標は、国の障害者基本計画の成果目標に準じ、各施策分野の本県個別計画と整合性を図り設定。施策の方向性において(障害福祉計画の目標)の記載のある分野については、国の基本指針に基づき、障害福祉計画において定める目標と合わせて進捗を管理。施策分野8については、第2期愛知県特別支援教育推進計画の目標により進捗を管理。(◎:国の障害者基本計画に即した目標、●:国の基本指針に基づく障害福祉計画の目標、○:本計画において設定した目標)

第6期障害福祉計画の目標設定について

○成果目標値設定の考え方 「1 ①2019年度末から2023年度末における地域生活移行者数」以外は、国の基本指針に即して設定

	数値目標とする項目	国基本指針における目標値	県の目標値設定方法（予定）
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 ①2019年度末から2023年度末における地域生活移行者数	2019年度末時点における施設入所者の6%（228人）	ニーズ調査の結果を基に、本県の実情に合わせた目標値を設定 事務局で検討中
	②2023年度末までの施設入所者削減数	2019年度末時点における施設入所者の1.6%（61人）	国の基本指針に即して設定
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ①精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数 新規	316日以上	国の基本指針に即して設定
	②2023年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数 ア 65歳以上 イ 65歳未満	具体的な目標値の設定方法は今後示される予定	国の基本指針、今後追加で示される具体的な目標値の設定方法を参考に設定
	③2023年度における精神病床の早期退院率	ア 入院後3か月時点の退院率：69% イ 入院後6か月時点の退院率：86% ウ 入院後1年時点の退院率：92%	国の基本指針に即して設定
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実 ①2023年度末の地域生活支援拠点等の整備状況	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ確保	国の基本指針に即して設定
	②地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 新規	年1回以上	国の基本指針に即して設定
4	福祉施設から一般就労への移行等 ①2023年度における年間一般就労移行者数 変更	2019年度の一般就労移行者数の1.27倍（1,736人） ただし、就労移行支援事業所は1.3倍（1,269人） 就労継続支援A型は1.26倍（213人） 就労継続支援B型は1.23倍（155人）	国の基本指針に即して設定
	②2023年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合 新規	7割	国の基本指針に即して設定
	③2023年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上を達成する事業所の割合 新規	7割以上	国の基本指針に即して設定
5	障害児支援の提供体制の整備等 ①2023年度末の児童発達支援センター設置及び保育所等保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センター：各市町村に少なくとも1か所以上（圏域設置でも可） 保育所等訪問支援：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	国の基本指針に即して設定
	②県の難聴児支援のための中核的機能を有する体制 新規	2023年度末までに確保	国の基本指針に即して設定
	③2023年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各市町村に少なくとも1か所以上確保（圏域での確保も可）	国の基本指針に即して設定
	④2023年度末の医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置状況 変更	県及び各市町村で設置・配置（圏域での設置も可）	国の基本指針に即して設定
6	相談支援体制の充実・強化等 新規	各市町村又は各圏域で総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	国の基本指針に即して設定
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 新規	各都道府県及び各市町村で体制を構築	国の基本指針に即して設定